議長/皆さんおはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1. 防災情報発信システム問題対策特別委員会報告を議題といたします。

防災情報発信システム問題対策特別委員会の報告を求めます。

杉原防災情報発信システム問題対策特別委員長

杉原防災情報発信システム問題対策特別委員長/おはようございます。

防災情報発信システム問題対策特別委員会の報告を申し上げます。

12月定例会で当委員会が設置されてから、5回の特別委員会を開催いたしました。

第3回までは質疑通告を主体として委員会を行いましたが、執行部からは、今回の問題が発生した経過や原因について相応の回答をいただいたところであります。

第4回では、追認議案の件と責任についても御協議をいただき、その後、臨時会においては 追認と責任に関して議決がなされたところであります。

市長からは議会に諮らなかったという判断が誤りであったこと、また市民の皆様に不安と疑念を与えたことについては、特別委員会と臨時会の中でも真摯に謝罪の言葉を述べられております。

第5回で提案された再発防止策については、業務委託の議決要否の審査体制の確立と職員の 意識を高める内容となっており、今後の職員のコンプライアンス意識が向上することを期待 すると同時に、この再発防止策を確実に実施してもらうことを申し入れ、委員会としてのま とめとさせていただきました。

防災情報発信システム問題対策特別委員会を終結することを第5回の特別委員会で意見の一致を見ましたので、本特別委員会を終結することを申し上げ、御報告といたします。

議長/特別委員長報告に対する質疑を開始いたします。 質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。 これより討論を開始します。 討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより採決いたします。

ただいまの防災情報発信システム問題対策特別委員長の報告をもって特別委員会を廃止した いと思います。

これに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、防災情報発信システム問題対策特別委員会はこれをもって廃止することに決定いた しました。

日程第2. 常襲水害地対策特別委員会報告及び日程第3. 議会改革等調査特別委員会報告の 2件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いしたいと思います。

最初に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。

牟田常襲水害地対策特別委員長

牟田常襲水害地対策特別委員長/常襲水害地対策特別委員会の中間報告を行います。

本委員会では、昨年7月、委員会を開催し、「これまでの対策」、「これからの対策」、執行部 とともに十分論議し、そして意見交換の実施を行っております。

その際の要望は、あらかた執行部のほうも理解していただいているものと認識しております。 また、11月は、武雄市の水害対策促進期成会、六角川調整池期成会と合同で要望活動を武雄 河川事務所、佐賀県、九州地方整備局、国交省、そして、県選出国会議員、全て当たり、要 望活動を強く強く行ってまいりました。

その際、六角川調整池の早期実現も強くお願いしてきたところでございますし、併せて、松 浦川のほうもお願いしてまいりました。

さらに、本年1月、今度の議会でも水害の質問の中心となった特定都市河川の指定について 委員会を開催し、執行部から概要やメリット、デメリットについての説明を受け、意見交換 を行ったところでございます。

また、1月25日にかけて、25から26の2日間、国土交通省、県選出国会議員、それを本委員会で要望活動をさらに行い、詳しく説明してきたところでございます。

予算の確保、協力関係の強化に努めてまいりました。

これからも、水害が最小限の被害でとどまるよう、順次活動していき、市民生活の安心・安

全につながる活動をしていきたいと思います。

また、水害以降、市長をはじめとする執行部の皆様方は、本当に水害の防止、最小限の被害 に頑張ってきていただいていることを御報告いたします。

以上、報告といたします。

議長/ありがとうございました。

次に、議会改革等調査特別委員会の報告を求めます。

石橋議会改革等調査特別委員長

石橋議会改革等調査特別委員長/おはようございます。

議会改革等調査特別委員会の報告をいたします。

本委員会では、令和2年2月に導入された電子会議システム及びタブレット端末の効果と今後の活用の調査研究及び議会基本条例の制定へ向けた調査、議会業務継続計画の基礎研究を 大きな柱として取り組んできました。

議会基本条例については、制定に向け5回の特別委員会を開催いたし、「議会と市民との関係」 「議会の機能強化」など、議会基本条例の柱や各条文を検討・整理しました。

今後、議会基本条例(案)の議長への報告、議会運営委員会との調整と、次の段階へ進めて まいります。

また、災害時等議会業務継続計画、通称議会BCPと言いますが、こちらの基礎研究では東京都江戸川区、埼玉県志木市及び東京都青梅市に行政視察に伺い、計画策定の経緯や、災害時等を見据えたタブレット端末等を活用した状況確認訓練、オンラインでの委員会出席など、先進地の事例を学びに行きました。

特に志木市議会では、令和元年 10 月の台風 19 号災害において、実際に議会業務継続計画に 基づき行動され、業務継続計画の見直しをされるなど、経験に基づいた話を伺うことができ ました。

引き続き、議会業務継続計画による災害時の対応マニュアルの作成、タブレット型端末の活用による情報の共有化や迅速な情報伝達など、議会の機能強化へ向け、議会改革全般の調査研究に取り組んでいきます。

以上、議会改革等調査特別委員会の中間報告といたします。 以上です。

議長/ありがとうございました。

ただいまの報告は、いずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。 以上で各特別委員会の報告を終わります。 これより議案審議を開始いたします。

日程第4. 第7号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第7号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第7号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第8号議案 武雄市個人情報保護法施行条例を議題といたします。

第8号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 第9号議案 武雄市個人情報保護審議会条例を議題といたします。

第9号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7.第10号議案 武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題といたします。

第10号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8.第11号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例を議題といたします。

第11号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9.第12号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備 に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第12号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 第13号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第13号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 11. 第 14 号議案 武雄市まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第14号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 12. 第 15 号議案 武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第15号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 16 号議案 武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第16号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 17 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第17号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告があっておりますので、これを許可いたします。

12番 池田議員

池田議員/17号議案に関してお尋ねをいたします。

まず初めに、民法改正による上位法に倣ってのまず改正なのか。

そして、この武雄市家庭的保育事業、そして、武雄市放課後児童健全育成事業、この事業の中身について、運営するところとか、運営されるところとか、例えば保育園とか、幼稚園とか、そういう事業母体がどこなのか。

そして、この条例改正に当たっての背景についてですね。

そして、これ、安全計画の策定等という部分が足されていると思うんですよね。

これをどのような形で、安全・安心を担保するチェック体制ができるのか。

また、強化することによって、今、慢性的な保育士不足が言われています。

これをどう解消していくのか。

これによって、保育士の仕事が増えるかもしれない。

その辺の対応についてどうされるのか。

そして、13条ですね。

懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されます。

この削除される理由についてお尋ねをいたします。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/おはようございます。

まず、議員が御質問あった、上位法、これは民法の改正により行われるものでございます。 それと、この対象となる施設については、家庭的保育事業者となっておりますので、原則と しまして、満3歳未満の児童を対象とした小規模の保育事業で、家庭的保育事業所、これは 1人から5人、それと小規模保育事業所6人から19人というのがあります。

それと、居宅訪問型保育事業所、事業所内保育事業所ということで、4つの事業所が対象となっております。

それと、チェック体制も質問されておりましたので、これはまず、市が行う指導、監査等に おいて、各園で適切な対応が行えているか、まず安全計画に基づいて安全管理の状況等を確 認します。

そこで不備等があれば、指摘、指導を行うことになります。

なお、義務づけ違反等が確認された場合については、法律に基づいた改善勧告等の対象となりまして、改善が見られない場合は、事業の停止命令ができることになっております。

それと、13条の削除の理由も言われておりましたので、これについては、まず民法の改正の背景にあるものが、まず改正前の民法が、民法 822条では、「親権を行うものは民法 820条の規定による監護及び教育に必要な範囲で、その子を懲戒することができる」と定められておりまして、この規定が体罰を含む厳しい戒めを許容しているとの印象を与え、児童虐待を正当化するする口実になっていると指摘されておりましたので、これに基づいて、これで民法の改正に至ったというのが背景にございます。

それからこの事業等で、運営等で保育士等の負担が増えるのではないかということについては、武雄市のほうでも、その補助制度等、今回、当初予算としても提案をしておりますので、そういう、いろいろ支援をすることを講じていくようなことで対応してまいりたいと思っています。

議長/12番 池田議員

池田議員/計画書の計画が策定されるその背景ですね。

背景を1回目にお伺いしたのですが、ちょっと待ってくださいね。

これ、自治体独自の制定の在り方というのはあるのかないのか。

この条例だから、民法に倣って、その自治体独自の条例の制定の仕方があるのか。

その場合、11条、12条のところでも、その体罰とか、そういったものに対する文言が入っているんですよね。

してはならないとか、入っているんですよね。

そういうところでも改正が必要ではないのかなと、私、感じたものですから、それで、またこの許容しているという、その体罰を許容しているような捉え方がされているという部分なんですけれども、逆にこれがなくなることによって、冤罪じゃないけど、そうとられただけで罰を受けるようなことが発生しないのかなという部分はどうですか。

それと、放課後児童、その2条関係のほうも、これ同一だと思うんですよね、計画の策定が

主になっているので。

そこについても再度お尋ねします。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/この条例につきましては、法改正に基づいて、今回、武雄市の自治体 においても改正するわけなんですけれども、統一的な文言といいますか、それで改正を行う ようにしておりますので、これは独自でという形ではないという形になっております。

それと、放課後児童クラブについては、これは民間と、それから市のほうで運営しているものがございますので、それについて、まず民間に対してのほうですけれども、これは検査シートを作成をしまして、事業所の自己チェック等に基づいて、事業所に立入調査を行う予定をしております。

安全計画の内容と事業実施の状況を、検査をしていくことを考えております。

それから、市で運営しております児童クラブについては、まず、安全計画を作成しますので、 それに基づき、県の助言をいただきながら、定期的に研修及び訓練等を実施、検証してまい ります。

もし、見直し等が必要な場合については、変更等も行うという形で対応していきたいと思っております。

議長/12番 池田議員

池田議員/今、全国的に、虐待とか、バスの通園、通学、バス等の事故等が大きく騒がれて いる中なんですよね。

だからその条例を制定されて、これがしっかりと運用されていくような、事業所さんも疑われないよう、ちゃんとやっているのに、そう、疑わしく見られたりとか、そういうことがないようなチェック体制を、ぜひこの条例を元にやっていただきたい。

これは質疑ではありません。

お願いします。

すみません、申し訳ございません。

そういう体制をしっかりと、市も関わって、悲しい事故、事件等がないようにやっていただ きたいということです。

いかがですか。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/子供の安全を確保するために、市のほうとしましても、この条例の改 正をしたことを通して、十分対応していきたいと、確保に努めていきたいと思っております。

議長/ほかに質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 18 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第18号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告があっておりますので、まずこれを許可いたします。

12番 池田議員

池田議員/これも先ほどの17号と同じだと思うんですけれども、その計画策定等の部分ですね。

そこは先ほどと同じなのかなと思っております。

武雄市特定教育・保育施設と特定地域保育事業という事業の中身に、中身というか、その事業、先ほどと同じで、その事業とその母体、事業母体についてどういう団体等があるのかと、これも懲戒に係る権限の濫用禁止ということで、第26条が削除されております。これも、理由が同じなのかどうなのか、お尋ねします。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/先ほど議員から御質問がありました、この団体については、先ほどと 同じでございます。

それと、懲戒関係についても、前、御説明申しましたように、全くそれと同じ、懲戒の法律 上に基づいたものがございます。

議長/ほかにございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 19 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第19号議案に対する質疑を開始いたします。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 20 号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第20号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 21 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第21号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 22 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。 第 22 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 23 号議案 志久排水機場災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

第23号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第21. 第24号議案 市道路線の廃止についてを議題といたします。

第24号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22. 第25号議案 令和4年度武雄市一般会計補正予算(第10回)を議題といたします。

第25号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第23. 第26号議案 令和4年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。

第26号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 27 号議案 令和 4 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)を 議題といたします。

第27号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 28 号議案 令和 4 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)を議題といたします。

第28号議案に対する質疑を開始いします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 29 号議案 令和 4 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第29号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第27. 第30号議案 令和4年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第1回) を議題といたします。 第30号議案に対する質疑を開始いたします。 質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第28.第31号議案 令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算(第3回)を議題といたします。

第31号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 29. 第 32 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算(第 4 回)を議題といたします。

第32号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第30. 第33号議案 令和5年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

第33号議案に対する質疑を開始します。

質疑通告があっておりますので、まずこれを許可いたします。

12番 池田議員

池田議員/予算書の151ページ、10款1項3目7節のスクールカウンセラー謝金418万、これ、スクールカウンセラーさんが何人いらっしゃるのか、そして、その下の官民一体型学校づくり講師等謝金260万、この人数と、1人、人数が分かれば、1人当たりが分かるので、講師謝金がこれだけなのか。

そして次に、165ページ、10款5項4目12節委託料の駐車場交通誘導業務委託料468万2,000円、これは指定管理料に含めるべきものじゃなかったのかどうか、そこをお尋ねします。

そして、13 節の使用料及び賃貸料、この中の図書館システム利用料 1,892 万 1,000 円、これについては、本館というべきなのか、ちょっとあれですけど、本館があって、こども図書館があって、これ、両方ともの、一緒になった利用料なのか、そこをお尋ねします。

そして、167ページの10款5項5目12節の委託料、この中で、自主文化事業委託料500万、 この自主文化事業委託料というのがどんな事業なのか、そして、その下の文化のまちづくり 構想具現化事業委託料100万ですね。

この事業が何なのか。

新文化交流施設エリア整備設計業務委託料 2 億 7,780 万 5,000 円、この設計に当たって、大きな金額です。

どのような形で設計をされて、どのような委託の方法を取られるのか、そして、近々で大学の新設が発表されて、これに、これができた後に影響が出たり、変更したり、かけるようなことがあるのかないのか。

そして、新文化交流施設エリア管理運営計画策定支援業務委託料 935 万、これについても、 業務の内容ですね。

それと、どういうところに委託をされるのか、お尋ねします。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/議員からの御質問の予算説明書 151 ページ、10 款 1 項 3 目 7 節におけるスクールカウンセラーの人数ですけれども、これについては 6 名となっております。

それと、官民一体型学校づくり講師謝金の人数ですけれども、これは花まる学習会の講師、 1人120万円の2名で240万円。

それと、官民一体型学校改善検討委員会というのを、現在ありますけれども、その分の大学教授ほか5人の委員の予算として11万円、それから、武雄花まる学園検討委員会、これは新規に立ち上げようとしておりますけれども、この分として、大学教授1名と委員ほか3名の9万円という形で、計上をさせていただいております。

それと、先ほど私が 18 号の議案の中で、特定保育施設の対象について、17 号と同様と言っておりましたけども、これは訂正をさせていただきたいと思っております。

この特定施設は保育所、認定こども園、幼稚園と小規模保育事業所、事業所内保育事業所となりますので、よろしくお願いします。

議長/諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事/おはようございます。

まず最初に、駐車場業務の委託料についてですが、すみません、その分について、ちょっと 今現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。 続きまして、10の5の4の図書館システム利用料の中身についてでございますが、この分は 現在、図書館、こども図書館で運用しております本の貸出し、返却などの、貸出し管理システム、検索システムなどの、図書館業務支援システムのリース料になります。

次に、自主文化事業の中身についてでございますが、この分は、市内の文化事業、文化会館を中心にではございますが、そういった文化事業をするもの、そういった文化の発展のためにいるんな事業を計画していただくものを委託しているものになります。

次に、文化のまちづくり構想の具現化事業につきましてでございますが、これは、文化のまちづくり構想を実現していくための事業、コンサートやワークショップ等を実施してもらうもので、この分の委託につきましては、これまで、先ほど申しました、自主文化事業委託と同様に、文化団体への委託を想定しております。

次に、新文化交流施設エリア整備設計業務委託料ですが、これは、基本設計、実施設計業務、 解体工事設計、仮設武雄公民館改修工事設計業務、地質調査、地形測量業務委託になります。 選定の方法ですが、基本設計業務については、高度な創造性、技術力、専門的な知識等を必 要とすることから、公募型プロポーザル方式を想定しております。

大学誘致が影響するのかということだったと思いますが、その分については、まだ大学の中 身等も、詳細これからということでございますので、特にそういったものは、今のところ何 も考えてはおりません。

次に、新文化交流施設エリア管理運営計画策定業務委託料ですが、新しい文化交流施設の開館後の管理運営についての検討を行い、計画策定をするための支援業務委託料になります。 選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を想定しております。 以上です。

議長/12番 池田議員

池田議員/花まるの検討委員会ですかね、これ、今までありましたかというのと、文化会館、 文化の部分ですね。

これ、委託の方法と、その委託先の事業者はどのような事業者さんを考えておられるのかと、 先ほど、18号の訂正がありましたが、実は、保育士の慢性的な不足とか、そういう話があっ たんですよ。

そこが言えなかったのは、ちょっと、そこをちょっと議論したかったんですけど、そこがで

きなかったのは、ちょっとあれですね。 もう散々やりましたので。 この今言った分、この予算の部分、お答えください。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/まず、花まる学習会に対しての官民一体型学校改善検討委員会という ものを令和元年度から立ち上げております。

花まる学園の検討委員会、これについては、令和5年度に新規に立ち上げるように計画をしているところでございます。

議長/諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事/先ほど、駐車場の業務委託料の件で、後ほどと申し上げておりました分ですけれども、指定管理の仕様書の中に、駐車場業務の分については入れておりませんので、こちらのほうで予算として計上をさせていただいております。 以上です。

議長/ほかにございませんか。

5番 江口議員

江口議員/3点ほどお伺いをしたいと思いますけれども、169 ページ、10 款 6 項 1 目 18 節の 武雄市体育協会事業補助金 2, 155 万 7, 000 円ありますけども、令和 4 年度が 1, 213 万 1, 000 円ということで増額されております。

この内訳。

それと、その下、2目 12 節委託料、体育施設指定管理料 1 億 2,635 万円ありますけれども、こちらは令和 4 年度が 5,142 万 5,000 円ということで、これも増額になっております。これの内訳ですね。

次ページ、170ページ、こちらも 10 款 6 項 2 目 17 節の備品購入費ということで、新体育館の備品購入費で 1,345 万 5,000 円上がっておりますけども、令和 4 年度 12 月の補正で 1,993 万 6,000 円上がっておりまして、このときに机とソファー、ロッカーなどということで購入はされておりますけども、この備品購入の内訳を教えてください。

議長/庭木企画部長

庭木企画部長/おはようございます。

まず1点目の、武雄市体育協会の増額についてでございますけれど、武雄市体育協会につきましては、これまでも市民の競技力向上、種目競技団体への充実、体育協会組織充実を図るために各種事業について実施されております。

今後、想定されます学校部活動の地域移行など、武雄市においても地域で取り組むスポーツ 環境の充実等が求められて、多様化する市民のニーズに応えていく必要があるというふうに 考えております。

これを鑑みまして、今後、武雄市体育協会のほうには、これまでの振興事業に加えまして、 部活動地域移行に向けた取組、それから、社会スポーツ団体への協力体制構築、それから、 スポーツボランティアの育成、さらには、SAGA武雄温泉スポーツコミッション事業の一 部についての御協力など、多種多様の事業を今後進めていきたいということで、人員を増加 して取り組むことにしておりますので、それが増額の要因になっております。

それから、指定管理料の予算の増額につきましては、新しい新球場、それから、新体育館の新設になどによる管理に係る経費の増額に加えまして、各施設の維持管理や運営について、市民サービスの向上のための充実、例えば民間のノウハウを生かして、施設の予防保全を強化したりだとか、市民が利用しやすい運営など、稼働率向上につながる経費などを含めたところで、増額の要因でございます。

それから、3点目の、新体育館備品購入費につきましては、先ほど議員申されたましたとおり、12月補正におきましては、什器などの予算ということで計上させていただいて承認されております。

今回につきましては、スポーツ用品等に係る購入というのを考えておりまして、詳細につきましては、申し訳ございませんが持ち合わせておりません。 以上でございます。

議長/ほかにございませんか。

20番 江原議員

江原議員/91ページの、顧問弁護士の132万の中身について、その上の、同じ人事給与システム導入業務委託料、これはどういう中身でしょうか。

それから、156 ページと 159 ページ、関連しますが、就学援助の予算が小学校で 2,669 万 7,000 円、中学校で 2,494 万 8,000 円計上されておりますが、この中で給食費の補助の対象人数は何名になっているか分かりますか。

最後に、161 ページの若木公民館の改修の予算が計上されておりますが、場所も含めて、ど

のような検討をされて、どのような今、計画、スケジュール等、お示しいただければと思います。

以上です。

議長/山﨑総務部長

山﨑総務部長/おはようございます。

顧問弁護士の分につきましては、令和4年度から2名の方にお願いしておりますので、66万円掛ける2名ということで、132万円という金額が出ております。

あとは、給与システム、システム関係でしたかね、その分については、人事管理上のシステムを、今、総務部のほうでは持ち合わせておりませんので、新たなシステムを構築して、管理運営していきたいというところでお願いしている分でございます。

議長/諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事/若木公民館の建設につきましては、令和4年度まで、地元のほうで 御協議をいただきまして、現地建て替えの方針を立てていただきましたので、現地建て替え で今、予定をさせていただいております。

今年度、用地測量等をお願いしております予算の分、6年度にまた実施設計とかお願いしておりまして、令和7年度に建築主体工事等に入っていきます。

令和8年度の共用開始を目標に進めてまいります。

以上です。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/就学援助の対象者ですけど、小学校で359人、中学校で207人となっております。

議長/ほかに質疑。

20番 江原議員

江原議員/顧問弁護士お二人ということで、今、係争中案件は何件になっていますか。 ふるさと納税問題で埼玉の訴訟、それから、鹿島から喫煙問題ですかね、訴状が提出されて いるものを含めて、何件。 それと、もう一人の方はどなたでしょうか。

お名前、公表できませんかね。

それと、人事給与のシステム問題。

新規に取り組むということですが、どういう、これまでの中身のやり方と、新たな、この導入することによる、どういうのが、システム、どういう中身なのか、新規という意味のことをちょっとお示しいただきたいと思います。

それと、若木公民館の件については、今ある面積と新しくなる面積はどのようになるんでしょうか。

それと……聞いているだけです。

それと、就学援助の学校給食費については、今現在の生徒数、来年度予想される生徒数に対して、対象人数は何%なのかお示し願います。

以上です。

議長/山﨑総務部長

山﨑総務部長/現在裁判中の件数は4件ございます。

顧問弁護士のもう一方については、佐賀市の安永弁護士事務所に昨年度からお願いをしております。

係争中の予算については、今回、当期予算には当然計上はしておりません。

それから、システム関係ですけれども、現在、職員等がエクセル等で管理している状況がありますので、もう少し効率よいシステムを導入することによって管理をやりやすくというか、 そういう格好に持っていきたいということで、今回お願いしているところでございます。

議長/諸岡こども教育部理事

諸岡こども教育部理事/若木公民館の現敷地面積は約3,500平米ございます。

現在の公民館の床面積は555平方メートルで、今、予算で想定しておりますのは約635平方メートルでしておりますけれども、今後、設計等で詳細決まっていくものと思っております。

議長/秋月こども教育部長

秋月こども教育部長/就学援助の来年度の予定ということで、ちょっと数字が手元のほうにもございませんので、まず、現在、大体、小学校が 2,600 人ぐらいの中での対応と、それから、中学校が 1,260 人ぐらいの中の対象という形で回答させていただきたいと思います。

議長/ほかに質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をしております。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第31. 第34 号議案 令和5 年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。 第34 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 32. 第 35 号議案 令和 5 年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

第35号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第33. 第36号議案 令和5年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

第36号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第34. 第37号議案 令和5年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

第37号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

12番 池田議員

池田議員/給湯事業のほうで 258 ページ、1 款 1 項 1 目 14 節の工事請負費ですね。 4,238 万 4,000 円。

給湯管延伸工事が4,043万7,000円ということで工事がなされるようですが、どこまで延伸、 どこまでというかですよ、その工事の中身について分かればお願いいたします。

議長/古賀営業部長

古賀営業部長/工事の区間でございますが、今回、全区間におきましてまずは、野間地区のところから駅周辺までということになっておりますけれども、今回、この中の第1工区、県道武雄塩田線と、道笹橋野間線の交差点から白岩の橋のところまで及び白岩の橋の橋梁の添架工事となっております。

工事につきましては、開削での管路の工事となっております。

議長/ほかに質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第35. 第38号議案 令和5年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といた します。

第38号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第36. 第39号議案 令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算を議題 といたします。 第39号議案に対する質疑を開始いたします。 質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第37. 第40号議案 令和5年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。 第40号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第38. 第41号議案 令和5年度武雄市下水道事業会計予算を議題といたします。

第41号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第39. 第42号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

松尾建設課長

松尾建設課長/おはようございます。

第42号議案 専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書のその2の2ページをお願いいたします。

国道 34 号バイパスの事業用地としての取得につきましては、国の用地先行取得制度を活用しておりますが、これは年度ごとに国と協定を結び、市が一旦用地を買収し、翌年度から国が4年間で買い戻す制度であります。

これにより、計画的な用地取得を進めているところでございます。

今回の承認内容につきましては、3ページの別紙を御覧ください。

対象買収地が4筆で、面積が917.42平方メートル、取得の価格は1,391万7,240円でございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長/第42号議案に対する質疑を開始します。 質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第42号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第42号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第40. 報告第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑を開始いたします。 質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。